KUMIITAお試しレンタルサービス 利用約款

この「KUMIITAお試しレンタルサービス利用約款」(以下、「本約款」といいます。)は、株式会社ICON(以下、「当社」といいます。)のKUMIITAお試しレンタルに申込を行った幼稚園・保育園・小学校へ、当社の商品であるKUMIITAセットを貸与するサービス(以下、「本サービス」といいます。)をご利用いただくための約款で、当社の本サービスを利用する者(以下、「利用者」といいます。)に対して定めたものです。

#### 第1条(本約款への同意)

本サービスを利用するためには、本約款へ同意することが必要となります。利用者が本サービスの利用の申し込みを当社に対して行った時点で、利用者は本約款へ同意したものといたします。

#### 第2条(本約款の変更)

当社は、当社の都合により、あらかじめ変更後の本約款の内容および効力発生時期を通知 したうえで、本約款(本サービスの内容・金額等を含む)を任意に変更することがあります。 その場合には、利用者は変更後の本約款の規定に従うものとします。

#### 第3条(通知)

当社から利用者に対して通知を行う場合は、書面の郵送または当社のホームページ上での 掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点、または電子メールや書面が当社より発信または発送された時点より効力を生じるものとします。

#### 第4条(本約款の範囲)

当社は、本サービスに関して別途個別規定やその他の利用規約等(以下、併せて「利用規約等」といいます。)を定めることがあります。利用規約等は、その名目の如何に関わらず、本約款の一部を構成するものとします。

2 本約款と利用規約等の定めが異なる場合は、利用規約等が優先して適用されるものとします。

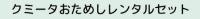
### 第5条(本サービスの内容)

本サービスには、次の2種類があります。

### (1) お試しレンタル基本プラン

お試しレンタル基本プランの内容は次のとおりです。

① 貸与対象商品



【基本プラン】 ●レンタル期間:5ヶ月 ●価格:25,000円(税抜)







② 利用料金: 27,500円(税込)

③ 利用期間:5か月間

### (2) 本体追加つきプラン

本体追加つきプランの内容は次のとおりです。

① 貸与対象商品



② 利用料金:38,500円(税込)

③ 利用期間:5か月間

- 2 利用料金は、基本プラン 27,500 円 (税込)、本体追加つきプラン 38,500 円 (税込) に申し 込み口数 (セット数) を乗じた額となります。
- 3 利用者は、基本プランおよび本体追加つきプランの利用期間を、5か月単位で延長することができます。この場合、5か月延長する毎に、利用料金として、基本プラン 27,500円(税込)、本体追加付きプラン 38,500円(税込)に延長を希望する申し込み口数(セット数)を乗じた額が発生します。

#### 第6条(本サービスの申し込み等)

本サービスの利用希望者が、本サービスの利用を申し込むには、当社が別途発行する利用申込書に必要事項を記載して当社に交付する方法により行うものとし、当社に利用申込書を

送付した時に申し込みがあったものとします。

また、当社が利用申込書の審査を行い、当社が利用料金の振込を確認したことをもって、 本サービスの利用契約が成立するものとします。

2 当社が、貸与対象商品を利用申込者に対して発送する場合の送料は、当社の負担とします。

#### 第7条 (利用料金の支払)

利用者は、当社の指定する期日までに、当社の指定する銀行口座に対し振込による方法で、 利用料金を支払うものとします。

2 当社は、利用者が当社に一旦利用料金を支払った場合、当社から利用者への返金は行いません。当社が本サービスの利用契約を解除した場合であっても同様とします。

#### 第8条(貸与対象商品故障時の対応)

- 1 利用者が、貸与対象商品を利用している間に貸与対象商品が故障(本体筐体の動作不具合、本体筐体およびパネルの破損等。以下、本条について同じ。)した場合には、当社のKUMIITAアドレス(kumiita@e-icon.co.jp)宛てにメールで「故障した旨と故障した状況」を「写真や動画」を添付の上ご連絡ください。
- 2 貸与対象商品が故障した場合、利用者に貸与対象商品が到達した日から起算して 1 か月以 内の故障であるときは、当社による故障対応は無償とします。ただし、1 か月を越えた時の 故障、利用者の使用方法(取扱説明書にしたがわない方法での使用を含む。)を原因とする故 障の場合、当社による故障対応は有償とします。当社は、故障した貸与対象商品の交換費用 として金 11,000 円を利用者に請求します。
- 3 利用者が故障した貸与対象商品を当社に発送する場合の送料は、利用者負担とします。また、故障した貸与対象商品の交換費用の振込を当社が確認した後に、当社が交換品を利用者 へ発送する場合の送料は、当社負担とします。

## 第9条(貸与対象商品を紛失等した場合の取り扱い)

貸与対象商品を利用者が全損または紛失した場合、利用者は、当該貸与対象商品の販売価

格相当額(税抜価額)を当社に賠償するものとします。

#### 第10条(貸与対象商品の権利の帰属等)

貸与対象商品(本商品本体筐体並びにパネル等)の所有権、知的財産権その他一切の権利 は当社に帰属し、利用者は、本約款および利用規約等にしたがって貸与対象商品を利用でき る権利を取得します。

### 第11条(禁止事項等)

利用者は、本約款、利用規約等および取扱説明書にしたがって本サービスおよび貸与対象 商品を利用しなければならず、当社は、利用者が本サービスを利用するにあたって、以下の 行為を禁止事項として定め、利用者はこれを行わないものとします。

- ① 貸与対象商品を、利用者が第三者に転貸すること
- ② 貸与対象商品について、当社の所有権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為をすること
- ③ 当社への誹謗または中傷、もしくは名誉または信用を毀損する行為をすること
- ④ 当社への詐欺または脅迫行為をすること
- ⑤ 当社または本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で、本サービスを利用する行 為をすること
- ⑥ その他、当社が本サービスの利用を不適切と判断した行為をすること
- 2 利用者が前項各号のいずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の 手続きを踏むことなく、以下の措置を行うことができるものとします。
  - ② 利用者が本サービスの全部または一部を利用することを停止すること
  - ② 利用者に対し、損害賠償の請求をすること
  - ③ その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと

## 第12条(免責に関する事項等)

利用者が、当社に対する利用申込みによって当社から発送された貸与対象商品を受け取っ

た場合には、直ちに貸与対象商品の数量および状態を検査し、数量不足および損傷等を発見した場合には、利用者は、受け取った日から14日以内に当社にその旨を連絡するものとします。

2 利用者が貸与対象商品の数量不足を当社に連絡した場合には、当社が発送状況を確認し、 当社において発送時において数量不足がなかったことを確認できた場合には、当社は責任を 負わず、利用者が貸与対象商品を紛失したものとして本約款第9条により、利用者は、当該 貸与対象商品の販売価格相当額(税抜価額)を当社に賠償するものとします。

当社において発送時に数量不足があったことを確認できた場合には、当社は、不足分に係る貸与対象商品を利用者に発送するとともに、利用者が貸与対象商品を利用することができなかった日数(貸与対象商品の当初予定の発送日から再発送をした日までの日数)に利用者が申し込みをしたサービスについて利用期間を延長するものとします。

- 3 利用者が貸与対象商品に損傷等を発見した場合には、本約款第8条により処理するものとします。
- 4 利用者が、貸与対象商品を児童等の保護者の監督が必要な者(以下、「要保護監督者」といいます。)をして使用させる場合には、保護者の監督の下で要保護監督者に利用させるようにしてください。また、利用者が貸与対象商品の損傷等の故障を発見した場合には、直ちに貸与対象商品の利用を止めるとともに、当社に本約款第8条第1項に定める連絡をするものとします。

これらの事項を遵守せずに貸与対象商品を使用したことによって、利用者や要保護監督者等の貸与対象商品を使用した者に損害が生じた場合には、利用者がその損害を負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

- 5 当社は、利用者が本サービスを利用することにより利用者と第三者との間で生じたトラブルに関して、一切責任を負わないものとします。
- 6 利用者による本サービスの利用またはその利用に関して、第三者が当社に対して何らかの 請求または申立てをした場合、利用者は、当社に損害が及ばないように協力するものとしま す。

#### 第13条 (サービスの終了に関する事項)

- 1 利用者は、本サービスの利用期間中に本サービスの利用契約を解約することはできません。
- 2 本サービスの利用契約は、本サービスの利用期間が終了した時に終了します。ただし、本 サービスの終了日の翌日から起算して14日以内に、本サービスの貸与対象商品が当社に返 送されない場合には、本サービスは、当然に、5か月間延長されるものとし、その分の利用 料金が発生するものとします。
- 3 利用者が、本サービスの利用期間の延長により発生した利用料金の支払を滞納した場合には、当社から利用者への催告が無くても、本サービスの利用契約は当然に終了します。
- 4 利用者が、貸与対象商品を紛失または全損した場合には、当社から利用者への催告が無く ても本サービスの利用契約は当然に終了します。
- 5 利用者において、本約款第11条に定める行為があったと当社が認めた場合には、当社から利用者への催告が無くても本サービスの利用契約は当然に終了します。
- 6 本サービスが終了した場合には、利用者は、サービス終了日の翌日から起算して14日以内に貸与対象商品すべてを当社に返還しなければなりません。発送手数料は、利用者の負担とします。

この期限までに貸与対象商品すべてが当社に到達せず、かつ第2項に基づき本サービスの利用期間が延長されたにもかかわらず、当社の定める期限までに延長された分の利用料金が支払われない場合には、利用者は、違約罰として、利用料金の4倍の額を、当社に賠償するものとします。

- 7 本サービスの利用開始から10か月を超えた場合には、利用者は、当社所定の方法にしたがい、貸与対象商品を任意に購入することができます(1セットあたり55,000円(税込))。 この場合、購入代金の支払を当社が確認したことをもって、貸与対象商品にかかる所有権が利用者に移転するものとします。
- 8 当社は、本サービスの提供、遅延、変更、中止または廃止について、本約款と利用規約等に明示的に定めるもの以外、一切責任を負わないものとします。

#### 第14条(貸与対象商品が購入された場合の対応)

前条第7項に基づき貸与対象商品が購入された場合、当社は、利用者に対し、貸与対象商品 が購入された場合に通常付属する、貸与対象商品に含まれていない備品(拡張パネル)を送付 することとします。

#### 第15条(損害賠償)

利用者が、本約款または利用規約等に違反したことにより、当社に損害を与えた場合、利用者は、当社に対し、当社に損じた損害(特別損害、逸失利益、間接損害および弁護士費用を含むが、これに限られない。)を賠償するものとします。

#### 第16条(個人情報保護方針および個人情報の利用について)

当社は、利用者が提供された個人情報を、別途定めるプライバシーポリシー(https://www.e-icon.co.jp/privacy-policy/)に従って適切に取り扱うものとし、利用者はこれに同意するものとします。

#### 第17条(地位の譲渡等)

- 1 利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本サービスの利用契約上の地位または本サービスの利用契約に基づく権利義務の全部もしくは一部について、第三者に譲渡もしくは継承させ、または担保権を設定する等一切の処分をしてはなりません。
- 2 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合(会社分割その他事業が移転する あらゆる場合を含みます。)には、本サービスの利用契約上の地位、本サービスの利用契約に 基づく権利義務の全部もしくは一部、および利用者にかかる情報を当該事業譲渡の譲受人に 譲渡することができるものとし、利用者は、あらかじめこれに同意したものとします。

#### 第18条(反社会的勢力の排除)

利用者は、自己またはその役員が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員等ではないこと、および当該反社会的勢力の支配または影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

## 第19条(準拠法)

本約款の成立、効力および履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 第20条 (裁判管轄)

本サービスに関して、当社と利用者との間に紛争が生じたときは、その第一審の専属的合意管轄裁判所を横浜地方裁判所とします。

# 附 則

本約款は、令和6年 7月 23日より効力を発するものとします。